

2024 年 9 月 26 日
ウェルネット株式会社

「取締役会の実効性」に関する評価結果の概要について
コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4－11③関連

当社は持続的成長を支える経営管理態勢の確立とコーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、2017 年 9 月より監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、コーポレートガバナンス・コード対応方針補充原則 4－11③については、取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、持続的に改善を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する自己評価を実施しております。

この度、2024 年 6 月期の当社取締役会の実効性について分析・評価を実施いたしましたので、その結果の概要をご報告いたします。

記

1. 分析・評価プロセス

【対象者】	2024 年 6 月期末の全取締役 6 名（監査等委員でない取締役 3 名及び監査等委員である社外取締役 3 名）
【実施方法】	対象者に対するアンケートへの回答に基づき、取締役会にて討議・検証を実施。
【主な評価項目】	① 取締役会の運営（開催頻度・審議時間・招集手続き） ② 取締役会の審議・報告内容（議案書・報告書の提示時期、議案書・報告書の内容、議案選定の適法性、審議状況、議事録作成時期と内容） ③ 取締役会の機関設計（員数、指名・報酬委員会の機関設計） ④ 前期課題へのレビューと次期課題 ⑤ 取締役会の実効性に関するその他自由意見（①から④に包含）

2. 評価結果概要

①取締役会の運営（開催頻度・審議時間・招集手続き）

取締役会の開催頻度（月1回の定時取締役会開催と機動的な臨時取締役会を開催。

さらに必要に応じて会社法第370条および定款第27条の規定に基づく書面決議も実施）、審議時間、招集手続きの他、出席者等も概ね問題ないとの意見であった。

②取締役会の審議事項・報告事項等

議題の事前提示時期、議案書内容については、より深い審議のために余裕を持った事前資料の提示は継続して必要と認識された。

議案選定の適法性に問題はなく、審議状況についても自由闊達な審議はできていると評価された。議事録作成の時期についても概ね適切であるとの評価であった。

なお、経営課題の議論により多くの時間を割り当てるためにも、事前に十分に社内調整・確認を行う必要があると認識された。

③取締役会の機関設計

社外取締役の増員の検討を始めるべきとの意見が出された。

なお、現在の取締役構成（社外取締役が過半数ではない）、当社の規模等を踏まえ、現行の任意の指名・報酬委員会を維持すべきとの意見が大半を占めた。

④前期課題へのレビュー

中期経営計画・経営戦略等の重要課題に関する審議の充実が引続き求められた。また、後継者育成に関する議論の充実等についても継続課題として共有された。

当社は、取締役会の実効性をさらに向上させ、監督機能の向上とコーポレートガバナンスの一層の強化に引き続き努めてまいります。

以 上